

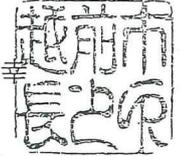


越前市告示第140号

令和2年12月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月19日

越前市長 奈良 俊 幸



1 日 時 令和2年11月26日 午前10時

2 場 所 越前市議会議場

議案第106号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月26日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 越前市職員の給与に関する条例(平成17年越前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項から第4項までの規定中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項から第4項までの規定中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平

成 27 年越前市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100 分の 130」を「100 分の 125」に、
「100 分の 170」を「100 分の 165」に改める。

第 6 条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」
に、「100 分の 165」を「100 分の 167.5」に改める。

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 7 条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年越
前市条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、給与条例第 29 条第 2 項中「100 分の 125」とある
のは、「100 分の 130」と読み替えるものとする。

第 23 条第 1 項後段中「給与条例第 29 条第 2 項中「100 分の 130」を
「給与条例第 29 条第 2 項後段中「100 分の 125」に改める。

第 8 条 越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第 14 条第 1 項後段を削る。

第 23 条第 1 項後段中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に
「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第
8 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 0 7 号

越前市防犯隊設置条例の廃止について

越前市防犯隊設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市防犯隊設置条例を廃止する条例

越前市防犯隊設置条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第108号

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月26日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

越前市国民健康保険税条例（平成18年越前市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数

から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

第26条の2中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改める。

附則第4項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「ものとする。）」を「ものとする。）」及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の越前市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 0 9 号

越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例の廃止について
越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例を廃止する条例を次のとおり
制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例を廃止する条例
越前市老人福祉センター今寿苑設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1
1 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 0 号

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市子ども医療費の助成に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 1 1
4 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証、加入者証又は組合員証」を「被保険者、加入者、組
合員又は被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

(越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 越前市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(平成 1 7 年越前市
条例第 1 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「被保険者証、加入者証又は組合員証」を「被保険者、加入者、組
合員又は被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

(越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 越前市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成 1 7 年越前市条
例第 1 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「被保険者証、加入者証又は組合員証」を「被保険者、加入者、
組合員又は被扶養者であることの確認を受ける」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 1 1 1 号

越前市社会福祉センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市社会福祉センター設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 2 1 号）第 2 条に規定する越前市社会福祉センター

2 指定管理者

所在地 越前市杉尾町第 1 号 2 7 番地 1

名 称 社会福祉法人越前市社会福祉協議会

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 2 号

越前市児童館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市児童館設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 9 7 号）第 2 条に
規定する児童館

2 指定管理者

所在地 越前市杉尾町第 1 号 2 7 番地 1

名 称 社会福祉法人越前市社会福祉協議会

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 3 号

越前市越前和紙の里紙の文化博物館、越前市越前和紙の里卯立の工芸館、越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」、越前市越前和紙の里コミュニティ広場及び越前市越前てわざ工房の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 越前市越前和紙の里紙の文化博物館設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 5 3 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里紙の文化博物館
- (2) 越前市越前和紙の里卯立の工芸館設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 5 4 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里卯立の工芸館
- (3) 越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 5 5 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里体験工房「パピルス館」
- (4) 越前市越前和紙の里コミュニティ広場設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 5 6 号）第 2 条に規定する越前市越前和紙の里コミュニティ広場
- (5) 越前市伝統産業体験施設設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 5 7 号）第 2 条に規定する越前市越前てわざ工房

2 指定管理者

所在地 越前市大滝町第 1 1 号 1 1 番地

名 称 福井県和紙工業協同組合

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 4 号

紫式部と国府資料館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

紫式部と国府資料館設置及び管理条例（令和 2 年越前市条例第 2 9 号）第 2
条に規定する紫式部と国府資料館

2 指定管理者

所在地 越前市小松二丁目 1 5 番 1 0 号

名 称 株式会社オーイング越前支店

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 5 号

越前市金華山グリーンランドの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市長 奈 良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市森林総合利用施設設置及び管理条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 4 8 号）第 2 条に規定する越前市金華山グリーンランド

2 指定管理者

所在地 越前市米口町第 5 8 号 2 5 番地

名 称 金華山林業振興組合

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 1 6 号

越前市八ツ杉森林学習センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市八ツ杉森林学習センター設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 1 5 0 号）第 2 条に規定する越前市八ツ杉森林学習センター

2 指定管理者

所在地 越前市高瀬二丁目 3 番 3 号

名 称 公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第117号

財産の取得について

ICTを活用した学習を行うための学習者及び指導者用タブレット端末等として、次のタブレット端末等を取得するものとする。

令和2年11月26日提出

越前市長 奈良 俊 幸

- | | | | |
|---|--------|-------------------------|--------|
| 1 | 名称及び数量 | 学習者及び指導者用タブレット端末 | 5,479台 |
| | | 画像転送装置 | 403台 |
| | | 上記に係る附属品 | 一式 |
| 2 | 取得予定価格 | 307,780,000円 | |
| 3 | 契約の相手方 | 福井市豊島1丁目3-1
三谷商事株式会社 | |

議案第 1 1 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 2 年度越前市一般会計補正予算（第 1 0 号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

越前市長 奈良 俊 幸

議案第 1 1 9 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 片 粕 正二郎

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年越前市
条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 1 6 5」に改める。

第 2 条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日
から施行する。